

27宗環第 203号
平成27年5月19日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美
(市民協働環境部環境課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成27年5月14日付27宗監第31号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（環境課）

定期監査実施日：平成26年5月20日

監査対象年度：平成25年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（１）畜犬手数料に関する事蹟について</p> <p>犬の登録申請書、鑑札再交付申請書及び狂犬病予防注射済票交付申請書において、申請に対する決定と事務処理の状況を記録していないので、処理状況等を記録するよう事務処理を改められたい。</p> <p>（２）畜犬手数料に関する事蹟について</p> <p>次の点について、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。</p> <p>ア 犬の登録手続きを代行した獣医師が登録件数を誤って報告しているが、それをそのまま処理したため、納入されるべき登録手数料にもれが生じているものがある。</p> <p>イ 狂犬病予防注射済票交付申請書において、獣医師が交付する証明の添付がないもの、添付された証明に犬の所有者の記載がないもの、証明に記載された所有者と申請書の申請者が異なっているものが散見されるが、そのまま書類を受領している。</p> <p>ウ 犬の登録手数料について、歳入整理簿、領収済通知書つづりで納入状況を確認できないものがある。また、会計管理者が示した納期限の取扱いと異なる納期限を設定しているものがある。</p>	<p>（１）畜犬手数料に関する事蹟について</p> <p>畜犬手数料に関する事蹟について監査の指摘を受け、申請書の様式を改め、鑑札及び予防接種済票の受領確認欄を設けました。引き続き、処理状況の記録を行い、適正な事務処理を行っています。</p> <p>（２）畜犬手数料に関する事蹟について</p> <p>次の点について、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。</p> <p>ア 受託した獣医師からの報告内容を確認した結果、報告に誤りがあったことが判明したため、未納分の請求を完了しました。獣医師会へも改善を要請し、市でも毎月適正に確認できるよう事務手続きの見直しを行いました。</p> <p>イ 証明の記載事項の不備については窓口で指導するとともに、引き続き、証明書を発行する獣医にも記載事項について適正に証明するよう依頼を行っています。</p> <p>ウ 犬の登録手数料について、本来納付すべき納付者名を誤って発行したものがあったため、本人確認の上、納付書の修正を行いました。納期限の取扱いについては会計管理者の示したとおりするように改善し、引き続き、適正な処理を行っています。</p>

(3) 西側資源物受入施設警備業務委託に関する事蹟について

「技術者(担当者)新規届」に添付が必要な技術者の資格証が添付されていない。また、警備業務仕様書で月々均等払いと定めた委託料の金額と実際に支払った委託料の金額が異なっているため、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。

(4) 補助金に関する事蹟について

次の点について、事務処理を適正に行われたい。

ア 住宅用太陽光発電システム設置補助金(6月支払分)

補助金の交付決定及び実績報告に対する額の確定手続きを5件ごとに分割し、部長専決の範囲で起案して処理している。

イ 平成25年度むなかた「水と緑の会」補助金

環境課の職員がむなかた「水と緑の会」の事務局員となり、補助金交付団体の事務を行っている。また、平成24年度事業に対する補助金の交付額の確定手続きにおいて、提出された『平成24年度むなかた「水と緑の会」一般会計決算書』、その他の書類で補助対象経費が明確になっていないにもかかわらず、額の確定を行っている。

ウ 河川浄化運動(前期)補助金

補助金交付対象団体から事前に提出された交付申請書の中に、一旦收受した日を訂正し日付を遡及して受け付けているもの、收受年月日と收受番号の時系列が整合していないものがある。

(3) 西側資源物受入施設警備業務委託に関する事蹟について

資格証については、写しを提出させました。

委託料の支払については、誤って実績払いをしていましたが、以後、仕様書のとおり月々均等払いに改めました。

(4) 補助金に関する事蹟について

次の点について、事務処理を適正に行われたい。

ア 住宅用太陽光発電システム設置補助金(6月支払分)

補助申請について処理を行う締切日を月2回とし、その受付状況に応じて起案を行い、適正に処理することとしました。

イ 平成25年度むなかた「水と緑の会」補助金

環境課の職員が、むなかた「水と緑の会」の事務局長、会計などの事務局員を兼任しないよう改めました。

また、平成26年度の補助金の額の確定手続きから、算出基礎を記載した別紙書類を添付させて、額の確定を行ないました。

ウ 河川浄化運動(前期)補助金

宗像市河川浄化運動補助金交付要綱を平成27年4月1日より改正して、申請書を宗像市河川浄化運動補助金申請書兼実績報告書と改め、收受等の時系列の不整合が発生しないよう、事務手続きを改善しました。

(5) 收受書類の状況について

提出された申請書や契約関係書類のうち、記載内容を訂正しているのに訂正印を押印していないもの、修正テープによる修正を行っているもの、記載すべき内容が記載されていないものがあるが、そのまま受領している。また、書類をつづるべきファイルを誤っているものがあるので、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。

(5) 收受書類の状況について

書類の訂正については、二重線の上に、訂正印を押印し修正を行っています。既に、修正テープで修正を行っているものについては、再度修正が困難であるため、市への報告書類については修正テープの使用をしないよう指導しました。また、書類の保管については、正しいファイルに保管を行いました。